

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年9月13日(金)午前11時30分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第71号 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第74号 工事請負契約の一部変更について
議案第75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第91号 工事請負契約の締結について
議案第93号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例(案)
議案第94号 過疎地域持続的発展計画の策定について
- 4 出席委員 大森俊和, 齊木 亨, 小田伸次, 山村恵美子, 横光春市, 伊藤芳則, 藤岡一弘, 中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【危機管理監】川村危機管理監, 廣瀬危機管理監付課長, 伊藤危機管理課長, 高松危機管理係長
【総務部】細美総務部長, 桑田総務課長, 瀧熊行政係長, 加藤職員係長
【地域振興部】中原地域振興部長, 田村地域振興課長, 松本地域づくり係長, 牧浦スポーツ振興係長
【経営企画部】宮脇経営企画部長, 東山情報政策課長, 宮本ICT活用推進係長
- 7 議 事

午前11時30分

○大森委員長 ただいまの出席委員は8名であります。本委員会は成立しております。

審査日程について申し上げます。委員会日程は、すでにお示しをしております。委員会審査次第の通り、変更はございません。本委員会に付託されました7議案のうち、先ほど連合審査会にて、審査となりました。議案第94号以外の6議案について、それぞれの所管ごとに説明を受けた後、質疑を行い、最後に、議案ごとに、採決を行います。

それでは最初に、議案第91号、工事請負契約の締結についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 議案第91号工事請負契約の締結につきまして、まず、提案理由の説明を行います。三次市三良坂支所耐震化等改修工事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定によりまして、工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。

事業の概要についてご説明申し上げます。

三次市三良坂支所は、昭和56年に建築したもので、約40年の期間を経過をいたしております。平成27年に行われました調査によりまして、耐震性が確保されていないことが判明したため、耐震改修とリフレッシュ工事を行うとともに、現在、三良坂ふるさとセンターに設置している地域子育て支援センター及び放課後児童クラブを支所2階に移転しようとするものでございます。あわせて、1階部分につきましては、広域商工会の事務所としても使用させる見込みとして、リフレッシュ工事等計画をさせていただいております。

工事場所でございますけれども、三次市三良坂町三良坂5042番地の1でございます。

予定価格といたしまして、2億9689万円。落札金額が2億9645万円。落札率は99.85%ございました。落札業者は(株)一心。

なお、この工事につきましてはの財源は、社会資本整備交付金、並びに合併特例債を予定いたしております。

以上、説明とさせていただきます。審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○大森委員長 はい。ただいま、説明をいただきました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

伊藤議員。

○伊藤委員 何社が入札だったのか。教えてください。

○大森委員長 はい。古野支所長

○古野支所長。3社からの入札をいただいております。

○大森委員長 他にご意見ありませんか。はい。藤岡議員。

○藤岡委員 はい。

今回、三良坂支所の耐震化等の改修工事ということで、先ほどご説明いただきました、この三良坂支所が建設から約40年、ということもありまして、今回、40年というと、何というんですかね、今後将来、10年20年という、ところで見たときに建てかえのところも視野に入れなければならないというふうにとちょっと思っている年数だなと私は感じたんです。

その上で今回、耐震化と改修工事なんですけれども、今回の改修工事によって、今後、三良坂支所が、およそのところ、何年ぐらい、今後も使用していけるだろうというところは、どのように考えられているのか、もし考えがあれば、もしくはわかる範囲で構いませんので、教えていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○古野支所長 はい。委員長。

○大森委員長 はい。古野支所長。

今回の耐震工事によりまして、何年寿命が延びるかということにつきましては、具体的な説明も協議も内部です、行ってこないのが、事実でございます。

しかしながら、三良坂町にありまして三良坂支所の機能は、児童クラブ、或いは子育て支援センター等の機能を充実させて、公共施設としての集約を図っていくための起点になろうかと考えております。

○大森委員長 はい。よろしいですか。他に質疑ございませんか。

それでは、他にないようでありますので、以上で議案第 91 号に関わる質疑を終了いたします。

三良坂支所の皆さん大変ありがとうございました。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

次に、議案第 71 号、三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)と、議案第 74 号、工事請負契約の締結についてを一括して審査を行います。

執行部の説明をまとめます。

○大森委員長 はい。中原地域振興部長。

○中原地域振興部長 はい。それではよろしくお願ひいたします。

では、初めに、議案第 71 号、三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてご説明を申し上げます。

本案は、八次コミュニティセンター整備事業に伴い、三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正するものです。

その内容は、八次コミュニティセンターの位置について、移転に伴い、現在の三次市畠敷町 1722 番地 1 から、移転先である三次市畠敷町 1860 番地 1 に変更するものです。

続いて、議案第 74 号、工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、八次コミュニティセンター新築工事において、有限会社市山工務店と締結をしている工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものです。

説明資料の方をご覧ください。

その内容につきましては、当初の請負金額、3 億 2230 万円から、変更後の請負金額を、3 億 1765 万 1400 円とし、464 万 8600 円を減額するものです。

主な変更理由としましては、建屋敷地部分の地盤改良等に伴う増額が 219 万 400 円及び、外構工事のうち、駐車場部分について、当初、新築工事で施工する予定でしたが、別発注で実施をしているグラウンド造成工事に伴い、頻繁に大型車両が出入りするため、駐車場舗装部分を傷める可能性が高いことから、新築工事での施工は行わず、グラウンド造成工事で施工するように調整をしたため、683 万 9000 円の減額となり、トータルで 464 万 8600 円の減額変更となったものです。

合わせまして資料の方には、グラウンド造成工事についての工期、予算額、請負金額、予算残額等について、参考に記載をさせていただいております。掲載をしております図面につきましては、色の濃い部分がコミュニティセンターと、右側がグラウンドになっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 はい、ありがとうございました。ただいま、説明を地域振興部からいただきました。これより 2 議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

はい。藤岡委員

○藤岡委員 はい。それでは3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目が今回の一部変更によって契約の、完成時期に変更があるのかどうかということ。をまず1点目。そして2点目なんですけれども、今回の9月定例会、同僚先輩議員の方からこの八次コミュニティセンターの中における放課後児童クラブが4月の1日から運用されるというふうにあります。今回、コミュニティセンター自体のこの完成の後の供用開始というのはいつからになるのか。放課後児童クラブは4月1日からというふうにはっきり言われたんですが、コミセン自体の供用開始はちょっといつになるのかということを知りたいのが2点目。

そして3点目なんですけれども、今回、このコミュニティセンターの中には放課後児童クラブと入るということで、その教育委員会などと他の関連部署との連携連絡というのはどのようになっているのかということ。

以上3点ほど質問させていただければと思います。

○田村地域振興課長 委員長。

○大森委員長 はい。田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 はい。失礼いたします。

それでは、まず第1点目。完成時期につきましては、工期のほうも変更させていただいておりました。当初は、今年の8月31日までを工期としておりましたが、工期調整等も含めて、工期につきましては10月15日まで工期を延長しておりますので、その間には完成をさせていただく予定でございます。

それから、2点目でございますけれども、コミュニティセンターの、いつから、スタートするかということでございますけれども、現在、グラウンド造成工事の方を発注しております。こちらが来年の1月31日までを工期としております。

ですので、施工業者とそれから、指定管理者等と調整しながら、開館といいますかスタートの時期をですね、調整して、おるところでございますので決まり次第、また、これが2つ目ということでございます。

それから3点目、教育委員会等の関係部署との協議はどうかということでございますけれども、放課後児童クラブの関係もございますので、教育委員会等と調整しながら、工期等も含めてですね、調整しているところでございます。また、教育委員会、それから指定管理者等とも協議しているところでございます。

○大森委員長 はい。藤岡議員。

説明ありがとうございます。

今回工期の変更も先ほど説明いただいたように8月31日から10月15日に工期変更ということもあって、その何ていうんですかね、そういった工期の変更による地元、地域の方々への影響も含めてその地元、地域には説明をされているのかということ。を一点と、その上で今回決まり次第、また、コミュニティセンターの供用開始については、また、お知らせを、示していただけるということなんです。少なくとも新年度までには、間に合うのかどうかということ。をちょっと、新年度4月1日ですね、ということ。はちょっと教えていただきたいんですが、いかがで

しょうか。

○大森委員長 はい。田村課長。

○田村地域振興課長 工期等につきましてですけれども、住民自治組織と調整を図っております。それから、工程につきましても、月2回の工程会議をさせていただきながら、8月にもですね、会長それから事務局長も含めて、相談させていただいてる部分もございますので、工事の進捗に合わせてですね、やっていきたいと考えております。

それから、新年度でいけるかということでございますけれども、グラウンド造成工事が1月の末ということになっておりますので、それを目途に工事の方を進めておりますので、新年度ではスタートできるように調整していきたいと考えております。

○大森委員長 はい。他に質疑はございませんか。

はい。横光議員。

○横光委員 まず、議案第71号、コミュニティセンターの位置でございますが、この畠敷町の1860番地の1というのは、八次中学校の番地と同じということになると思うんですが、それは、いかがな、どうだろうかというのがちょっと心配なんです。で、施設が、異なるんで、できれば1860番地2とするのが妥当ではないだろうか考えるんですが所見を伺いたいということ。

それから、議案74号の方では、工事を分割して683万9000円の駐車場の工事ですか、減額したということですが、小さいことを言うようですが、外構工事と一緒にすることによって、入札率のが違ってくると思うんですね。

で、同じ設計金額で同じ入札率なら、よいというふうに思うんですが、そこらところは、どのように考えていらっしゃるのか、2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○大森委員長 田村地域振興課長。

○田村地域振興課長 はい。

それでは、まず、番地の件でございますけれども、今、工事をしております設置しているところが、旧畠敷公園の跡地ということになりますので、そちらの番地を使用しておりますので、この番地で、考えております。それから、2点目の入札率等、外構工事の件でございますけれども、もちろん、建築工事と土木工事等では、単価も経費も違いますし入札率も違って参ります。

今回、概算で計算いたしましたところによりますと、若干グラウンド造成の方が高くはつきましますけれども、施工してしまうとですね、そちらの舗装面が傷んでしまう場合があると、手直しになってしまう可能性もありますし、そういった面も含めまして、グラウンド造成工事と一体で工事をした方が、仕上がりも、それから段取り等も含めて、良いと考えて、そういう今回はグラウンド造成工事の方で施工するという考えでございます。

○大森委員長 はい。横光議員。

○横光委員 場所を見たときにですね、違うんですね。

それで、番地同じって、山だったんで、なぜ広いので、そうしておられるかなというふうに思うんですが、やっぱり施設が違うんで、場所違うことになるとやっぱり、番地を分筆して変えるべきではないだろうかという思いがするんですがそこら、ちょっともう一度検討していただき

たいということが一つと、工事の分については、よくわかりましたので、幾分かのものがあると。ただ、公共工事というのは、突貫的に1年のやつ、或いは短期間に全部進めるので、やはりそういうグラウンドとか外構工事というのは、傷むということが非常に多いございますのでそれから十二分に気をつけて工事をされたいというふうに思います。以上です。

○大森委員長 答弁いいですか。はい。一応そういうことで、ほかにご意見ありますか。

はい。小田委員。

○小田委員 私も今、横光委員が言ったように、私、知らなかったんですけども中学校とコミュニティセンターを同じ住所というのは、これはありえない。

これはやはりちゃんとどこかで、きちっと整理をするべきだろうというふうに思いますので、それはしっかりと取り組んでもらいたい。同じ住所でね、中学校とコミュニティセンターがあるのは、これはおかしい話です。

ひとつ、これ聞きたかったのは今回のこの外構工事の分が駐車場の工事のところでも市山さんから、減額された、大方700万円の工事なんですけど、これ当初こういった計画をするときに、このものというこういう事態が入ってくるということがわからなかったのかどうかというのが、一つ疑問があるわけです。

というのがなぜかというんですね、業者さんとされたときに、これを入札した時に、当初の3億2200万あまりで請負われてますよね。

それが今度は3億1400万円。やっぱり400万ばかり減額になったこれは増額待って、こんだけになってますけども、というのは何かというと、要は利益の問題を言うんですけど、私はね。落とす時に、それだけが入るとやっぱり、業者さんとしたら、こんだけのこの工事で利益があるなと踏んでるのが、途中でそれが削られた、お宅やらんでいいですよ、こっちの方でやりますからっていう話になると、これはやっぱりね、商品取り商売の取引上ね、あまり私は芳しいことじゃないというふうに思います。

ですから、この入札のあり様を、今後の工事のあり様についてこういうふうにして、外構、建物工事、駐車場の工事の時に、どういうところが、あって今後そういうのがあるか、しっかり見極めてあげないと、業者さんね、僕困るんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の見解をお聞かせください。

○大森委員長 はい。田村課長。

○田村地域振興課長 番地につきましては、また少し検討させていただきたいと思いますが、業者の利益との関係といたしますか、先ほどの、お話ですけども、当初、グラウンド造成の方ですね、先に着手するというふうに、当初考えておりましたけれども、コロナの関係もありまして、なかなか用地等の交渉等が難しくてですね、なかなか進まなかったということで、このままですと、建築の方にも影響かかるということで、先に建築関連の工事、それから排水管等も、先行して、工事のほうを進めさせていただきました。

で、途中でグラウンド造成工事も発注して調整しながらということで、考えておりましたけれども、グラウンド部分に資材等を置くというような形もありましたので、どうしても今年度にな

ってからの発注という形になってしまったところです。

で、このまま舗装工事をですね、造成工事じゃなくて、建築でということになりますと、造成工事が一定程度終わらないと、施工ができないということで、建築の方で待っていただくような形になりますので、そうなると、いつまでもその完了しないというような状況がありましたので、今回につきましては、そういった理由も含めて、グラウンド造成工事の方が出るというふうにさせていただいたということでございます。

○大森委員長 はい。小田委員。

○小田委員 よくわかるんだけど、普通だったら、契約した時点で、この工事は要りませんってやったら、これ違約金みたいのが出るんじゃないかと思うんです。変な話ですけど。

もし業者さん、市山さんがね、いい人だから、わかりました言うてくれてんでしょけど、例えば全然三次に縁もゆかりもないところで請けとったときに、うちはこれでこれだけの利益を考えておるんで、いうふうなことも発生し得るんじゃないかと思うので、こういうときに、グラウンド造成工事とこういう時にやった時のあれは、きっちりとやっぱりその想定し得る、こういうことが起きるんだったら、それをしっかり考えてやらんと、もし私がこれ、外構工事は儲けがなけよって思える工事だったらまあええですよ、でも、例えばそこで幾らかの利益をやっぱりって、やるんだというふうに考えられとった場合はね。やっぱりその民間企業さんは、その分だけロスですから、その分に対しての、違約金くださいやっぺい言われかねない問題じゃないかと思うので、以後しっかり考えて取り組んでください。

○大森委員長 はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。中原委員。

○中原委員 地盤改良の、今回 219 万 400 円のところなんですけど、どのような改良が必要な現状だったのか。また、それと、この 219 万は、どのような施工方法で、改良工事されるんか、わかれば教えてください。

○大森委員長 はい。田村課長。

○田村地域振興課長 はい。

コミュニティセンターの建屋部分の地盤についてでございますけども、粘性土の地盤ということで、軟弱地盤ということでございます。

建物を支え得る強固な地盤まで、が改良しないといけないということで、そちらのほう、深層混合処理工法というものでございますけども、こういったことで、その支える層まで、コンクリート等で固めていくという工法をとっております。まあ、想定していた層ですね、深くなっておりますので、その分、どうしても経費の方がかさんだということでございます。

○大森委員長 はい。中原議員。

○中原委員 すいません。もともとこういう粘土層だったということはもう考えられてなかったということで、やってみて何か、それとも量が増えたからということで今の、話だったらそうだったんですが、ある程度、最初からやっぱり土質が悪いのはわかったということですか。

○田村地域振興課長 委員長。

○大森委員長 はい。田村課長。

○田村地域振興課長 はい。土質につきましては、最初から粘土層ということは理解しておりましたし、一定の調査もさしていただいたところでございますが、実施したところ、どうしても深かったということで、その分、増加したということでございます。

○大森委員長 はい。他に質疑はございませんか。

はい。他にないようでありますので、以上で議案第 71 号及び第、議案第 74 号に関わる杉を終了します。

地域振興部の皆さん大変ありがとうございました。

ただいまより一旦休憩に入ります。13 時ちょうどといたします。

(休憩)

○大森委員長 はい。それでは、休憩前に引き続き、議案第 93 号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例（案）の審査を行います。

それでは、執行部の説明を求めます。

はい。宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 総務常任委員会に付託されました、経営企画部が所管しております議案についてご説明いたします。

最初に議案 93 号でございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例（案）についてご説明申し上げます。

本条例案は、同様の改正内容となる 3 つの条例を一括で提案させていただくものでございます。

第一条、三次市工場と設置奨励条例及び第二条、三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税、（固定資産税）の課税免除に関する条例については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う一部改正でございます。

第三条、三次市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条の規定に基づき、議案 94 号として提案しております、三次市過疎地域持続的発展計画案の策定に伴う一部改正となります。

いずれも根拠法等の改正に伴う整理でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 はい。ありがとうございました。ただいま経営企画部から説明がありました。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

はい。小田議員。

○小田委員 これは、要は、文言整理で、中身は、変わらないということなんですよ、これは。

○大森委員 はい。宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 はい。おっしゃる通りでございます。

○大森委員長 他にはございませんか。はい。

他にないようですので、以上で議案第 93 号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第 75 号及び議案第 76 号、辺地に関わる公共的施設の総合整備計画の策定について、を一括して審査を行います。

執行部の説明をお願いします。はい。宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 はい。それでは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、2 件を順次ご説明いたします。

最初に、議案第 75 号でございます。

本案は、市道徳市 535 号線と市道徳市 553 号の改良工事を実施するため、辻、山城、徳市辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第三条第 1 項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

当該地の生活道でございます。この二つの市道は、幅員が狭隘で、車両同士のすれ違いが困難となっており、本市道を整備することにより、地元住民の利便性と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めようとするものでございます。

続きまして、議案第 76 号でございます。

本案は、市道小童 36 号線の改良工事を実施するため、小童辺地に係る、公共的施設の総合整備計画を策定することについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。

当該地の生活道路である市道小童 36 号線は幅員が狭隘で、車両同士のすれ違いが困難となっており、本市道を整備することにより、地元住民の利便性と安全性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努めようとするものでございます。

位置図を資料としてお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 はい。ただいま説明をいただきました。これより、議案 75 号、76 号、質疑のある方の挙手をお願いします。はい。藤岡委員。

○藤岡委員 はい。

それでは議案 75 号、総合整備計画の策定について 1 点ほど質問をさせていただきます。

この辻、山城、徳市辺地に関わる総合整備計画のところであると、確か、えーとですね。

平成 29 年度から、もともと平成 32 年度までの 4 年間で整備計画が、できていたかと思います。

それがですね、今回改めて令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間というふうに、変更なんですかね、変更になった今回の経緯についてちょっと説明をしていただければなと思います。

以上、1 点をよろしく申し上げます。

○宮脇経営企画部長 委員長、

○大森委員長 宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 市道徳市 535 号線及び市道徳市 553 号線の整備でございますが、ご指摘

の通り、継続事業でございます。

辺地計画が概ね、5年程度作るようになっておりますので、全計画は5年程度ありまして、次の計画として、また5年作っていくというものでございます。事業としては継続でございます。

○藤岡委員 委員長。

○大森委員長 はい。藤岡議員。

○藤岡委員 よくわかりました。

先ほどの説明の中でも、やはり離合が困難であったりだとか、道幅が狭いとか、いうところの理由があるんですが、次の5年間のところで、この事業というのは着工、実施できるのかというところもちょっと追加で質問させていただければなと思うんですけども、何か予定があれば教えていただければなと思います。

○大森委員長 はい。宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 現在も着工しておりますが、延長が少しずつ伸びておりまして、令和7年までの間に、計画期間内では360メートルを実施する予定としております。

○大森委員長 はい。ほかに質疑ございませんか。ほかによろしいですね。

他にないようですので、以上で議案第75号及び議案第76号に関わる質疑を終了いたします。経営企画部の皆さん、大変ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんに審議をいただきました。議案について、それぞれ採決を行って参りたいと思います。

配付しております審査報告書に沿って、議案ごとに討論ののち、採決といたします。

それではまず、議案第71号、三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）についての討論を願います。

○大森委員長 はい。横光委員。

○横光委員 このコミュニティセンターの位置でございますが、八次中学校と同じ位置になってるというのは、私は問題であろうというふうに思っておりますので、この件については、コミュニティセンターの位置をですね、八次コミュニティセンターの位置を分筆してでも、1860番地の2にする分でも、変更すべきであろうというふうに考えますので、この件については反対をさせていただきたいというふうに思います。はい。

○大森委員長 ただいま横光委員の方から中学校の番地と一緒にというのはおかしいだろうと。従って分筆等をして、しっかり整理をするべきだとの反対討論がありました。

続いて、賛成討論はありますか。討論をお願いします。はい。小田議員。

○小田委員 横光委員の言われる通り、私もそれはその通りだというふうに思いますけれども、私はそれは意見としてつけていけばいいんじゃないかと思っておりますので、本案には私は賛成したいというふうに思います。

○大森委員長 賛成の討論で、はい。他には。ございませんか。討論。よろしいですか。

はい。それでは、討論を終了いたします。

本議案については、先ほど反対、そして賛成討論がございましたので、挙手による採決を行わせていただきます。

議案第 71 号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい。賛成多数であります。

賛成多数で、議案第 71 号については、そのようにしたいと思います。議案可決か。

はい。

次に、議案第 74 号工事請負契約の一部変更についての討論を願います。

ないですか。はい。討論なしと認めます。これより、議案第 74 号を採決いたします。

本案を、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

次に、議案第 75 号、辺地に関わる公共的施設の総合整備計画の策定についての討論を願います。

はい。討論なしと認めます。これより、議案第 75 号を採決いたします。

本案を原案の通り、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

次に、議案 76 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての討論を願います。

はい。討論なしと認めます。これより、議案第 76 号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

次に、第 91 号、工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論願います。はい。討論なしと認めます。これより議案第 91 号を採決いたします。

本案を、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

次に、議案第 93 号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に伴う、関係条例の整理に関する条例案。

の討論を行います。

討論願います。はい。討論なしと認めます。

これより議案第 93 号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

最後に、議案第 94 号、過疎地域特別持続的発展計画の策定についての討論をお願いします。

はい。

討論なしと認めます。これより、議案第 94 号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。ご異議なしと認め、本案は原案の通り決しました。

続いて、委員報告に付すべき意見や、要望等がございましたら、ご発言ください。

○大森委員長 はい。小田委員。

先ほどの、議案第 71 号のところでも申し上げましたけれども、横光委員がいったようにやっぱり、八次中学校とコミュニティセンターの住所地番が全く一緒というのはありえないことなので、この改善は早急に取り組んでいただきたいという意見。

と、もう一つ、91 号の工事請負契約の締結についてですけれども、外構工事が、大方 700 万弱、680 万ぐらいだったと思いますけど、が減額されてそれがグラウンドの方の工事の方がやるのでということでありましたけれども、その減額された金額が、グラウンドの工事をやるところの方に増額されているわけでもありません。

そういう意味で、この当初、こういったものを、予算をつけて、入札するときにはどのような、やはり考え方でこの予算を組んで、業者さんから入札をいただいているかというのがちょっといまいち、しっかり飲み込めないところがあります。

減額するというのが、結構大きな金額でございますんで、私言いましたけどやっぱり商売上、仕事上ですね、その金額がなくなるということは、それだけやっぱり利益がなくなるわけですから、その辺のところもしっかり考えて、今後の入札の発注に関しては、取り組んでいきたいという意見としてつけていただきたいというふうに思います。以上です。

○大森委員 はい。他に。付すべき意見ありますか。

はい。藤岡委員。

○藤岡委員 はい。連合審査でもありました議案第 94 号についてなんですけれども、当連合審査会でも意見を言わせていただきました。

議案第 94 号について、その発展計画の内容というものは三次市行政すべての部署に関連するものが多く、やはり先ほどもですね答弁の中で、連携連絡会議というものはしているというふうにも教えてはいただいたんですけれども、今後、マンパワー、人手が少なく、少なくなってくる状況の中で、そういった横との横の部署との連絡連携会議というのはより重要になってくるので、そういった情報交換も含めて、より連携を、横の部署とも連携をして取り組んでいただきたい旨と、委員長報告に付していただければなと思います。以上です。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 先ほど 91 号と言われたんですが、74 号の方の八次コミュニティセンターの工事の

関係でございますが、やはり、工事契約の変更にあつては、当初契約においてよく検討して、一つの部門の工事を一括して削除し、変更契約することがないように努められたい。

ということで、さっき、削除をして、要するに一つの部門の工事を削除して、駐車場工事を削除して、やるようなことのないように、今後の工事において努められて、以後、事業において、無様なことになりそうですということで、よく検討して発注するよということ。

議案第94号においてはですね、これまでの計画7、5年間の計画なんです、事業計画それぞれの箇所というものはっきり提示をしてですね、農業振興にしても何にしても、意気込みが感じられるような、計画案にして欲しいと。また、変更するときにはそのようにして欲しい。

今の計画はどうにもならんけれど、以後の計画においてはそれなり事業の、はっきり何をするのか、どういう目的を持ってやるのかということをはっきりした、計画案にして欲しいということをお願いしたいというふうに思います。

○大森委員長 はい。伊藤議員。

○伊藤委員 すいません。

同じく94号なんですけども、この5年間の経過、途中経過も含めてですね、しっかりとわかるようにしていただきたいということをつけ加えていただきたいと思いますよろしく申し上げます。

94号について、ちょっと語尾がはっきり聞こえなかったんで、途中の途中で経過の途中、5年間の間に例えば2年ごととか、経過をはっきりとわかるように報告もして欲しいし、それを置いて、途中経過がどうだったから、その先どうするかっていうことも含めて、取り組みの経過がわかるようにしていく必要があるんじゃないかと。ということです。

○大森委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

はい。

それでは、お諮りいたし、いたします。

本委員会の報告書の作成等につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。ありがとうございます。

異議なしと認めます。

以上で、本委員会に付託されました議案の、審査はすべて終了いたしました。

これにて総務常任委員会を閉会といたします。

午後12時26分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月13日

総務常任委員会

委員長 大森俊和